

業務規程・送配電等業務指針の変更案に対して受領したご意見・質問等と本機関の回答

項番	条項	意見・質問等	本機関回答
1	規程 第134条 第3項 指針 第210条 第3号	<p>【連系線プロセス費用負担に伴う権利の明確化】</p> <p>連系線の費用負担を行った事業者は、連系線が存続する限り作業・事故等を除き、連系線を使用する権利を有していると考えているが、具体的にはどのような権利を有しているのか、明確にして頂きたい。</p> <p>また、連系線を使用する権利は、当該発電所に限定されるものではなく、他の事業者への譲渡や、連系線を使用する権利を有償で貸し出し等ができるようにしていただきたい。</p>	<p>・今般のルール変更によって、連系線整備費用の負担を行った事業者は、①連系線整備に伴う空容量増加時に先行的に容量登録できること及び②連系線同時建設電源から供給される連系線利用計画は、供給先未定の場合や契約先の変更があった場合でも認定契約の対象となることを明確にいたしました。</p> <p>・ご指摘の「他の事業者への譲渡」等に関しましては、当機関としても、連系線利用の在り方については今後の重要な課題と認識しており、現在、諸外国の事例研究等を行っているところで、今般のルール変更には盛り込んでおりません。</p>
2	規程 第134条 第3項 指針 第210条 第3号	<p>【先着優先で連系線を確保している事業者への確認、及びその確認以降連系線をリリースした場合の取扱いの明確化】</p> <p>連系線の増強が必要となる理由は長期の計画潮流の余力がないことであると思うが、先着優先で連系線を確保している事業者がリリースすれば、必要な増強工事等が変更もしくは不要の可能性も考えられる。したがって、長期で連系線を確保している事業者への意向確認が必要であると考えている。つまり、費用負担をしていない他者が後から空容量を無償で使用するような、先行してリスクを取っている事業者が不利益にならないという担保が必要である。</p>	<p>・連系線利用者については、送配電等業務指針第202条に基づき蓋然性の高い計画の提出を求めており、長期断面において登録された容量が解放される可能性はそれほど高くないものと認識しております。</p> <p>・仮に、容量が解放され、空容量が増加した場合においては、結果的に費用負担していない事業者が容量登録できる可能性があることは否定できませんが、容量登録できる確実性はなく、事業計画における制約となるものと考えられます。他方、費用負担者は確実に容量登録ができることに鑑みると、結果として費用負担をしていない事業者が容量登録ができることが必ずしも費用負担者の不利益になるということではないと認識しております。</p> <p>・もっとも、当機関としても、費用負担者の容量登録後に生じた空容量の取扱いについては今後の検討課題と認識しており、頂戴したご意見も踏まえ、検討を進めてまいります。</p>
3	規程 第134条 第3項 指針 第210条 第3号	<p>【連系線増強工事遅延時の取扱い】</p> <p>連系線の工事遅延リスクを事業者がかかえており、もし万が一、工事が遅延した場合には損害を補填する仕組み(例:既設連系線の空き容量の優先使用など)が必要と考える。また、工事がむやみに遅れることがないように、第三者要因以外の事由により工事遅延が発生した場合の取扱いについて、明確にして頂きたい。</p>	<p>・工事遅延の原因やその影響については様々なケースが想定され、広域機関ルールにおいて工事遅延が発生した場合の取扱いを一律に規定することが困難であるため、本機関においては、広域系統整備計画の進捗状況を確認し、遅延等により同計画の目的に影響がある場合は広域系統整備委員会において対応を検討することとしております(業務規程第62条第1項～第3項)。</p>
4	その他	<p>【計画策定プロセス応募者が締結する契約書の内容確認】</p> <p>以下の内容についてご教授いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約内容 ・発生する義務 ・費用の支払い時期、金額及び取扱い ・工事費用が増減した場合の取扱い ・契約締結者 ・途中解約した場合の取扱い ・工期遅延時の取扱い ・不可抗力の定義 	<p>・基本的には託送供給等約款や工事費負担金契約等の事業者間の契約によって規律されるものと認識しておりますが、重要な事項については案件毎に広域系統整備委員会で方向性を検討することを想定しております。</p>